

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年8月30日

【事業年度】 第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 ダイハツディーゼル株式会社

【英訳名】 DAIHATSU DIESEL MFG. CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石橋 徳憲

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀中一丁目1番30号

【電話番号】 06-6454-2332

【事務連絡者氏名】 常務取締役 佐々木 奉昭

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区大淀中一丁目1番30号

【電話番号】 06-6454-2331

【事務連絡者氏名】 管理部 部長 中井 陽一郎

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社大阪証券取引所

(所在地) 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

名称 ダイハツディーゼル株式会社 東京支社

(所在地) 東京都中央区日本橋本町二丁目2番10号

(注) 上記の東京支社は証券取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主の便宜のため備えております。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部について、記載漏れがありました。

これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3. 配当政策

6. コーポレートガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3. 【配当政策】

(訂正前)

当社の配当政策の基本的な考え方は、将来の企業体質の強化及び安定的な利益確保のため内部留保を充実するとともに、株主各位への継続した配当を実施することにあります。

当社の剰余金の配当は、財務内容、利益水準、配当性向等を総合的に勘案して、安定した配当を実施していくことを基本的な方針としております。また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の配当政策のもと、1株につき年間5円の配当（期末配当5円）を実施しました。

また内部留保金は、研究開発、設備投資等の資金需要に備える所存であり、これは将来の利益に貢献し株主各位への安定的な配当に寄与していくものと考えております。

(後略)

(訂正後)

当社の配当政策の基本的な考え方は、将来の企業体質の強化及び安定的な利益確保のため内部留保を充実するとともに、株主各位への継続した配当を実施することにあります。

当社の剰余金の配当は、財務内容、利益水準、配当性向等を総合的に勘案して、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、定款において「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、1株につき5円の配当を実施しました。

また内部留保金は、研究開発、設備投資等の資金需要に備える所存であり、これは将来の利益に貢献し株主各位への安定的な配当に寄与していくものと考えております。

(後略)

6. 【コーポレートガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(7) (省略)

業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図は以下のとおりです。

(訂正後)

(1)～(7) (省略)

(8) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及びその理由

① 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするものであります。

② 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものも含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

③ 監査役の責任免除

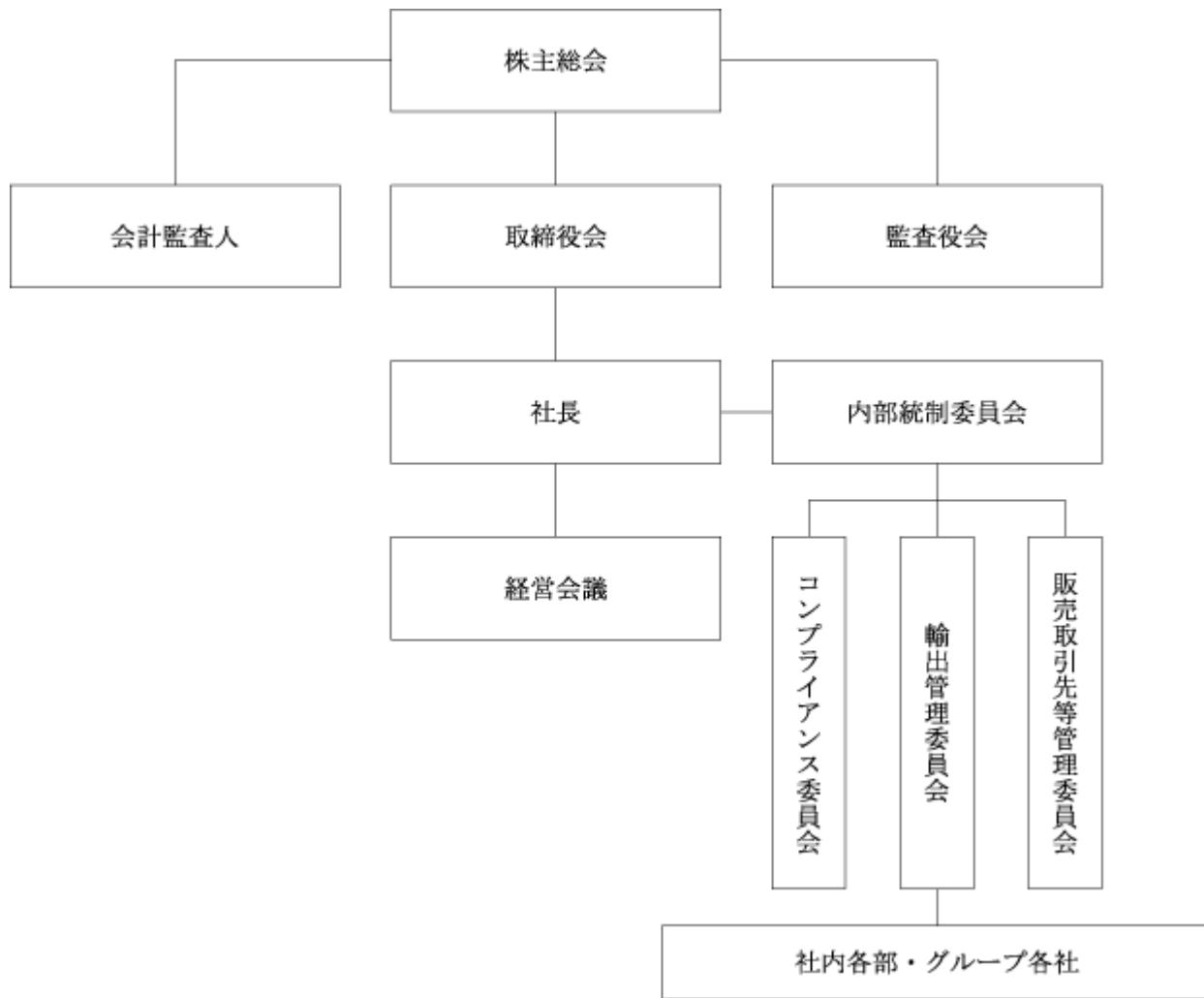
当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものも含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(12) 業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組み

業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図は以下のとおりです。



以上